

大分県報

令和五年
第四二四号
七月七日

（金曜日）

目次

告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………一
指定希少野生動物植物の指定案……………一
指定希少野生動物植物の指定の解除案……………一
指定予定保安林（五件）……………二
解除予定保安林（二件）……………三
公 告
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………四
一般競争入札の実施（二件）……………六

○告示

大分県告示第三百十号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
令和五年七月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 指定障害区分 | 医師氏名 | 勤務場所 | 指定年月日 |
|----------|---------|--|---------|
| 肢体不自由 | 小川 剛 | 医療法人秋水堂若宮病院 日田市南元町六一四一 | 令五・六・一五 |
| 呼吸器の機能障害 | 濱 中 良 丞 | 白杵市医師会立コスモス病院 白杵市大字戸室字長谷一一三 一番地一 | 々 |

令和五年七月七日

大分県報（告示）

一

| | | | |
|---------|--------|-------------------------------------|---|
| 腎臓の機能障害 | 内田 大 貴 | 大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目 一番地 | 々 |
| 腎臓の機能障害 | 沖田 純 | 大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目 一番地 | 々 |

大分県告示第三百十一号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動物植物を指定希少野生動物植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。
なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。
令和五年七月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 指定する希少野生動物植物
ツクシカイドウ（バラ科）
ワタナベソウ（ユキノシタ科）
アリアケスジシマドジョウ（ドジョウ科）
- 二 指定の理由
個体の生育又は生息環境の著しい悪化等により、その種の存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため
- 三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
大分県生活環境部自然保護推進室
- 2 縦覧期間
令和五年七月七日から同月二十日まで

大分県告示第三百十二号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第八項の規定により、次に掲げる指定希少野生動物植物の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第三項の規定により、指定の解除案を縦覧に供する。

なお、指定の解除案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に對し、当該解除案についての意見書を提出することができる。

令和五年七月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定を解除する希少野生動物植物

オオイタシロギセル (キセルガイ科)

タケノコギセル (キセルガイ科)

二 指定の解除の理由

絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) 第

四条第三項の「国内希少野生動物植物種」に指定されたため

三 指定の解除案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

大分県生活環境部自然保護推進室

2 縦覧期間

令和五年七月七日から同月二十日まで

大分県告示第三百十三号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字鶴河内字山際二九六九番一七 (次の図に示す部分に限る。)、字尾平二九一六番一、二九一七番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾平二九一六番二・字山際二九六九番一七 (以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百十四号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大山町東大山字木六三三八四番 (次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百十五号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月七日

一 保安林予定森林の所在場所

日田市上津江町上野田字イチキヒラ七三八番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字イチキヒラ七三八番一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市久住町大字有氏字萩久保一八六四番二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和五年七月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市緒方町上畑字傾城一二五三番

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和五年七月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

令和五年七月七日

大分県報（告示）

玖珠郡玖珠町大字古後字袖ノ木七番三一から七番三三まで、七番四二から七番四七まで、七番四九、七番五四から七番五八まで、七番六三から七番六八まで

保安林として指定された目的

水源の涵養

解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第三百十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年七月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 解除予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字古後字袖ノ木七番四二から七番四七まで、七番五四から七番五八まで、七番六三から七番六八まで

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

解除の理由

道路用地とするため

○ 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年七月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達する物品等の種類

設計・シミュレーションシステム（CAEソフトウェア）一式

二 競争入札の参加者資格

次の（一）から（六）までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

（一） 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

（二） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（三） 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

（四） 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

（五） 国税又は大分県税を滞納している者

（六） 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七（五〇六）二九六五

3 申請の時期

令和五年七月七日（金曜日）から同月二十一日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年七月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする特定役務の種類

中部地区C清掃業務委託

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加できない者

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴

力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)

(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。))の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

イ 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

ロ 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六二

3 申請の時期

令和五年七月七日から同月二十五日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希

望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。
- 2 更新手続
令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格審査の申請（隔年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 インターネットによる入手
大分県ホームページ
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
 - (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合
 - (三) 競争入札参加資格審査申請書（変更届を含む。）又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させなからんとしたことにより、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年7月7日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び数量
設計・コミュニケーションシステム（CAEソフトウェア） 1式
- (2) 納入期限
令和5年12月22日（金）

(3) 納入場所
大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して入札参加申請の方法及び期間

3 入札参加申請の方法及び期間

| | |
|--|--|
| <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和5年7月7日（金）午前10時から同年8月10日（木）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」を、令和5年8月10日（木）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県商工観光労働部新産業振興室新産業・技術振興班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-3272</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年7月7日（金）から同月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県商工観光労働部新産業振興室新産業・技術振興班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-3272</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年8月18日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> | <p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和5年8月18日（金）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県商工観光労働部新産業振興室新産業・技術振興班 (2) 提出期限 令和5年8月17日（木）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和5年8月18日（金）午前10時30分</p> <p>12 紙入札による開札 (1) 開札予定日時 令和5年8月18日（金）午前10時30分 (2) 開札場所 大分県庁舎本館7階 72会議室</p> <p>13 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>14 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>15 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定す</p> |
|--|--|

る国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

16 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が証明できないとき。

17 最低制限価格に関する事項

設定しない。

18 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。
- (3) 再入札は1回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は手続を改めるものとする。

19 その他

この調達（世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける）

20 Summary

- (1) One set of the Design simulation system (CAE software)
- (2) Time limit for tender
10 : 00 a.m. 18 August, 2023
- (3) Management Bureau Address
New Industry Promotion Office
Commerce, Industry, Tourism and Labor Department
Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohre-machi, Oita city 870-8501
TEL 097-506-3272

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年7月7日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の種類
中部地区C清掃業務委託
- (2) 委託期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (3) 対象施設
大分県産業科学技術センター及び大分県衛生環境研究センター

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和4年大分県告示第519号。以下「改正告示」という。）附則第3項の規定により建築物清掃業務のA級に格付けされている者又はこれと同等以上の能力を有すると知事が認めた者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていること。
- (4) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者
が、その経営に実質的に関与していない者であること。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

| | |
|---|---|
| <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>ク 契約書に定める資格者を現場代理人として選任できる者</p> <p>(6) 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>3 競争入札参加資格を有するシステム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を令和5年7月7日（火）午前9時から同年8月8日（火）午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」を、令和5年8月8日（火）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和5年7月7日（金）から同月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> | <p>(2) 申請書類の入手場所</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2F） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2962</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>5 清掃業務の格付けに関する事項</p> <p>改正告示附則第3項の規定により建築物清掃業務の格付けがされている者以外のもので入札を希望する者は、県庁舎等維持管理業務業者選定に必要な情報の登録に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 登録の時期</p> <p>令和5年7月7日（火）から同月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、登録者が期日以降に登録を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 登録書類の入手場所</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/youdo-kenchoushainfo.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2F） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2962</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年8月17日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし12に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> |
|---|---|

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

- 8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 使用言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 物品等電子入札システムの入札日時等
 - (1) 入札書提出期間 入札参加承認の日から令和5年8月16日(水)午後5時まで
 - (2) 入札金額 消費税及び地方消費税額抜きの月額を入力すること。
 - (3) 注意事項 大分県から入札参加承認時に電子メールにより送付される「入札参加通知」に記載されている6桁の認証番号が必要である。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。
- 10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限
 - (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班(県庁舎本館2F)
 - (2) 提出期限 令和5年8月16日(水)午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合には、書留郵便とする。
- 11 物品等電子入札システムによる開札
 - (1) 開札場所 大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班(県庁舎本館2F)
 - (2) 開札日時 令和5年8月17日(木)午前10時
- 12 再度入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。2回目以降の再度入札を行う場合も同様とする。
- 13 入札保証金に関する事項

免除とする。
- 14 契約保証金に関する事項

免除とする。
- 15 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

 - (1) 金額の記載がないもの

- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
- (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札

なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。
- 16 低入札調査基準価格の設定

有
- 17 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したもののうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、大分県庁舎等清掃業務委託に係る低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い落札者を決定すること。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
 - (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

※ 低入札価格調査制度事務処理要領については、大分県ホームページに掲載するので、事前に確認すること。
- 18 その他
 - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。
 - (2) この調達には、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) その他の詳細は、入札説明書による。
- 19 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2961~2963
- 20 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required
Building Cleaning Services
- (2) Fulfillment period
1 October, 2023 – 30 September, 2026
- (3) Fulfillment Place
Oita Industrial Science and Technology Center and Oita Hygiene
Environment Research Center
- (4) Time limit for tender
17:00 16 August, 2023
- (5) Contact office for contract
Government Buildings Management Section
Property Management Division
Accounting Bureau
3 – 1 – 1 Ohte-Machi, Oita city 870 – 8501
TEL 097 – 506 – 2961 ~ 2963

令和五年七月七日

大分県報（公告）